

## 入会規約

- ・心身ともに当施設の運動プログラムに参加できる状態であること。
- ・未成年者の場合、本人とその親権者が連署した上、申し込みとする。  
(この場合、親権者は自らが会員となった場合と同様に、本施設の入会規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。)
- ・医師より運動を禁止されていない方。
- ・他人に感染する恐れのある疫病などにかかっていない方。
- ・暴力団関係者でない方。

## 2.目的

QOL（クオリティーオブライフ）生活の質の向上。店に通うことにより、体を動かす楽しみを知り、健康維持、健康増進、ストレスの解消やダイエット、及び会員様のコミュニケーションの場としても利用してもらい、スポーツ活動を通して、当ジム会員様のQOLの向上を目指す。

## 3.会員制度

- ・当施設に入会される方は本規約を了承し、本規約に基づく諸契約を施設と書面にて相互し締結しなければならない。
- ・施設を利用する際は、常に会員証を提示しなければならない。
- ・当施設の会員資格及びその権利は他に譲渡できない。

(個人情報保護)

当施設が知り得た個人情報は、法令遵守の上、厳正な取り扱いを致します。

(通知方法)

本会則及び施設の諸規則に関する通知または予告は卓球場内の場所に掲示する方法により行うものとします。

(会則の発効)

本会則は入会時より発効致します。

## 4.自己管理

- ・当施設の利用に際して生じた怪我及び事故について施設は一切損害賠償の責を負いません。
- ・施設の利用に際して生じた盗難につきまして当施設は一切損害賠償の責を負いません。
- ・当施設の利用に際して生じた紛失につきまして当施設は一切損害賠償の責を負いません。
- ・当施設の利用に際して生じた毀損につきまして当施設は一切損害賠償の責を負いません。

## 5.利用料金

- ・当施設は会員登録及び現金、または口座振替制になっております。一旦、お支払い頂いた入会金、月会費、チケット等は、いかなる理由でも返金できません。
- ・ご利用有効期限を過ぎたチケットは、ご利用できません。
- ・当施設は本会則に基づく金額等を会員の承認を得ることなく変更できるものとします。この場合、当施設は全会員にこれを告知しなければならない。

## 6.退会・除籍

- ・ 会員が当施設を退会する場合には、自由にできます。  
但し、それまでに購入した会費等の返還は行いません。

#### (除籍等)

1. 当施設会員としてふさわしくない、もしくは適当でないと判断した場合は入場禁止もしくは除籍することができます。
2. 当施設の名譽を毀損し、または秩序を乱したとき。
3. 故意または重大な過失により、当ジムの施設、設備などを破壊したとき。
4. 会費等を請求があっても納入しなかったとき（但し、滞納分につきましてはご請求をさせて頂
5. 当施設の指示に従わないなどの行為により運営に支障をきたしたとき。
6. 入会に際して虚の申告をしたとき。
7. 他の会員に著しく迷惑となる行為をしたとき。

#### 7. 責任

##### (変更事項の届出)

会員は、住所、氏名、電話番号、の変更があった場合には速やかに当施設に届けるものとします。

##### (会員の損害賠償責任)

会員は当施設内において自己の責に帰すべき事由により当施設または第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責に任ずるものとします。

##### (責任事項)

施設は、損害及び疾病、窃盗その事故につき、明らかに当施設の責に帰すべき事由がある場合を除き一切の責任を負わないものとし、会員は損害賠償の請求を行わないものとします。

##### (会則の改定)

施設は必要に応じ、会則の改定を行うことがあります。

なお、改定した内容は全ての会員に適用するものとします。

##### (施設の閉鎖及び利用制限)

諸施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業することができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として1週間前までに会員に対しその旨を告知します。諸施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業する場合であっても、会社は会員に対し特別な補償は行いません。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当ジムの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の点検、改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他やむを得ない事由が発生したとき。